

多気町太陽光発電施設の設置及び管理 に関するガイドライン

令和7年4月1日

多 気 町

目 次

1. はじめに	P1
2. 目的	P1
3. ガイドラインの適用対象施設	P1
4. ガイドラインの適用対象地域	P2
5. 設置事業に当たって遵守すべき事項	P4
6. 関係法令等に基づく手続き	P5
7. 設置事業の届出	P5
8. 指導及び助言	P6
9. 施設設置後の適正な維持管理	P6
10. 用語の説明	P7

【添付資料】

- ・事業概要届出書（様式第1号）
- ・事業説明報告書（様式第2号の1）
- ・事業説明会等出席者名簿（様式第2号の2）
- ・事業概要変更届出書（様式第3号）
- ・太陽光発電施設廃止届出書（様式第4号）
- ・太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧（別紙1）

1. はじめに

「多気町地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス削減の取り組みとして自然環境や景観への配慮、法令順守を前提とし、再生可能エネルギーの導入目標に向けた対策や施策を講じて太陽光発電設備の導入を促進することを定めています。一方で、太陽光設備の設置にあたり地域住民等に対して十分な事前説明がなされず、周辺地域の環境や景観への配慮が不足している事例や、設置後においても管理不足から雑草が繁茂した状態で放置されていたり、電気事業法で規定されている標識等の欠落、資材の盗難の事例から住民から不安の声が寄せられるようになってきています。

また、今後増加が見込まれる国や県のガイドラインの適用対象施設外となる電気の相対取引を目的とした太陽光発電施設についても、適切な導入を促すことを目的にガイドラインを策定するものです。

2. 目的

このガイドラインは、多気町内に設置される再生可能エネルギー発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示すことにより、地域住民等への説明会等による周知など、事業者による自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すこととする。

3. ガイドラインの適用対象施設

本ガイドラインは、再エネ特措法（FIT・FIP制度）に基づく認定の取得の有無に関わらず、多気町内に設置する出力数10kW以上の太陽光発電施設を対象とします。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものは除きます。なお、出力数10kW未満の太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を実施することが望れます。

※ 本ガイドライン施行以前に設置工事を開始した工事完了前の施設についても、進捗状況に応じ、本ガイドラインの対象とします。

※ 機械メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望れます。

※ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とは次のとおりです。

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

4. ガイドラインの適用対象地域

対象地域は、町内全域とします。

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定にあたり、「関係法令、条例の適用されている土地や周辺環境においては、太陽光発電施設の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うことが重要」としています。

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方を踏まえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定しました。設置の区域については、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画を策定することが必要です。

なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

① 設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し許可を要する区域

関係法令等	対象区域等	理由
自然公園法、 三重県立自然公園条例	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。
	第1種特別地域	
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。
農地法、 農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されているため。
	第1種農地	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であるため。
河川法	河川区域 (河川予定地も含む)	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害を防止するために行為の制限を設けている区域であるため。

都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されているため。
文化財保護法、三重県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物の指定地(世界遺産の登録資産含む)	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。

② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する区域

関係法令等	対象区域等	理由
自然公園法、三重県立自然公園条例	普通地域 ^{*1}	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。
農地法、農業振興地域の整備に関する法律	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。
	第3種農地	
河川法	河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のため。
三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。
砂防法、三重県砂防指定地等管理条例	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。
農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池	特定農業用ため池を保全するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
文化財保護法、三重県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要があり、事業計画段階からの調整をするため。
多気町法定外公共物管理条例	・道路法の適用を受けない道路 ・河川法の適用又は準用を受けない河川並びに溝きよ、水路、池沼、ため池及びこれらに類するもの	多気町法定外公共物管理条例第4条の許可事項に該当する場合、事前の許可が必要であるため。

※1：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000m²を超えて、かつ、三重県景観計画の景観形成基準にある「主要な視点場」から眺望できる区域に限る。

③ 前記区域外

① ②に設定された区域外であっても、土地の選定にあたっては、関係法令・条例を参考に十分な検討や調整を行う必要があります。さらに、関係法令、条例の規制がない区域についても、防災、環境保全、景観保全の観点から、地域住民等の理解が得られず事業が進まないケースなど、様々な事業リスクが生じる可能性があります。このことから、①②の区域に関わらず、地域住民等の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民等の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

5. 設置事業に当たって遵守すべき事項

事業者は、設置事業の実施にあたり、国及び県のガイドラインに定めるほか次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- ① 事業計画の初期段階から、地域住民等との適切なコミュニケーションを図り、事業計画の内容を説明し、事業に対する意見等を把握するなど地域住民等に十分に配慮して事業を行ってください。
- ② 関係法令、条例を遵守し、土地及び周辺環境の調査を行い、生活環境や景観との調和に十分に配慮してください。
- ③ 設計・施工・運用・管理・撤去・処分等の計画や排水、土砂流出、景観、獣害、治山、農業への影響などについて、地域住民等から説明を求められた場合は、事業

計画作成の早い段階で、改めて地域住民等への対応策等を説明してください。なお、周辺水路等への排水や土砂流出について影響が想定される場合は、事前に当該水路管理者に相談しておくことが必要です。

- ④ 設計・施工にあたり、長期的に地域と共生した事業として円滑に進めるためには、地域住民等に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、良好な生活環境を害することのないよう、パワーコンディショナーを住宅地から極力離れた場所に設置することや、パネルの反射光の角度の調整や、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないような目隠しを行うなど、近隣住民等と協議の上、適切な措置を講ずるよう努めてください。
- ⑤ 地域住民等から本事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めてください。
- ⑥ 事業者は、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを隨時確認するとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分に配慮してください。
- ⑦ 管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、事業者の名称及び連絡先、その他の必要事項を記載した標識看板を敷地内の見えやすい場所に設置してください。
- ⑧ 事業者は、第三者が容易に太陽光発電施設に近づくことができない場合を除き、太陽光発電施設の周囲に柵塀などを設置することが必要です。
- ⑨ 事業者は、太陽光発電施設の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器故障等のトラブルが発生した場合、速やかに対処してください。また、発電事業開始後も、発電機器の管理だけでなく、草刈りなどの敷地の管理や標識看板の維持管理に努めてください。
- ⑩ 事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、事業終了後は、可能な限り速やかに行ってください。
また、発電設備を撤去及び処分する場合は、環境省「太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考にしてください。
- ⑪ 再エネ特措法（FIT・FIP制度）の買取価格には、廃棄費用が含まれていることを留意し、撤去処分に係る経費を確保してください。

6. 関係法令等に基づく手続き

事業者は、太陽光発電施設を設置する場合において、別紙1に掲げる法規制に該当する場合は、発電施設の規模に関わらず、町の関係課及び関係行政機関と事前協議し、必要な手続きを行ってください。

7. 設置事業の届出

事業者は、設置事業の実施にあたり、次の書類を設置工事に着手する30日前までに町長へ提出してください。また、設置地区の区長・近隣住民等に対しても、町長に提出した書類の写しを配付してください。

※ 設置工事の着手とは、太陽光発電の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。

- ① 太陽光発電施設の設置事業を行う事業者は、「事業概要届出書」（様式第1号）を町長に提出してください。

② 本ガイドラインでは、地域住民等との適切なコミュニケーションを図るよう求めていることから、事業計画の早い段階で地域住民等に説明会等を行い、その結果に基づき、「事業説明報告書」（様式第2号の1）及び「事業説明会等出席者名簿」（様式第2号の2）を作成し、町長に提出してください。

なお、区長・近隣住民等が説明会等に出席できなかった場合には、個別に説明等を行い、意見・要望等の確認及び回答を行ってください。

また、区長・近隣住民等の中に理解が得られなかつたり、反対者がいる場合には、丁寧に説明を行い、書面を配付するなど誠意をもって対応し、理解が得られるように努め、要望があれば再度説明会等を開催してください。

③ 事業者は、「事業概要届出書」提出後に、届出の内容に変更または中止があった場合には、「事業概要変更届出書」（様式第3号）を、速やかに町長に提出してください。また、変更事項については地域住民等へも説明していただき、「事業説明報告書」（様式第2号の1）を再度提出してください。

④ 事業者は、事業を廃止する場合には、速やかに「太陽光発電施設廃止届出書」（様式第4号）を町長に提出してください。

8. 指導及び助言

町長は、このガイドラインの目的を達成するため、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとします。

関係法令、条例の違反が疑われる場合には、該当する法令等を所管する行政機関に情報共有を行い、適切な指導等が行われるよう連携して対応します。なお、再エネ特措法（FIT・FIP制度）に基づく事業については、指導・助言・改善命令、認定の取消の措置について、国に相談します。

不適切な案件の概要と地域住民等からの相談件数を県に定期的に報告します。

9. 施設設置後の適正な維持管理等

維持管理事業者は、施工中だけでなく事業開始後も太陽光発電施設の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電施設及びその周辺を確認し、適正に対処してください

- ① 太陽光発電施設及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適切な維持管理に努めてください。
- ② 第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないようフェンス等で対策を講じてください。
- ③ 周辺環境に影響を及ぼすような状況（設備の破損、騒音、雑草、雨水流出等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について町長及び近隣住民等へ報告してください。
- ④ 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、機器等に異常が発生した場合又は太陽光発電施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに町長及び近隣住民等へ報告してください。

10. 用語の説明

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めております。

- ① 事業者： 太陽光発電施設により、電気を供給する事業を行う者をいいます。
- ② 開発計画： 太陽光発電施設の設計・施工やこれらに伴って必要となる手続きやその他の行為について定めた計画をいいます。
- ③ 近隣住民等： 発電設備が下記の種類毎に定める事業区域の境界から水平距離の範囲内に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者、若しくは賃借権、地上権、地役権その他の権限により、近隣区域の土地又は建物を使用する者をいいます。
 - (1) 低圧電源の場合 100m
 - (2) 高圧電源又は特別高圧電源の場合 300m
- ④ 地域住民等： 近隣住民等・施設を設置する土地の存する自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体）の住民（事業区域が自治会の境界付近の場合は、隣接する自治会の住民も含む。）・施設設置に伴い防災面、景観面など生活環境に影響を受ける住民をいいます。
- ⑤ 区長： 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体の代表者をいいます。

多気町長　様

住所
氏名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)
(代表者の自筆による署名があれば、押印省略可)

事業概要届出書

1	施設設置予定場所（住所） (複数の地番がある場合はすべて記入)		
2	事業予定地の面積（m ² ）		
3	事業予定地の登記地目 (複数ある場合は各々の地目と面積（m ² ）を記入) ※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。		
4	発電施設の出力（kW）		
5	土地所有者	住 所	
6		氏 名	
7	発電事業者	事業者名	
8		代表者名	
9		住 所	
10		電話番号	
11		担当者名	
12		緊急連絡先	
13	事業認定申請予定	年	月
14	設置工事着手予定	年	月
15	運転開始予定	年	月
添付書類		<input type="checkbox"/> 発電施設設計図 <input type="checkbox"/> 設置予定地の位置図、公図の写し <input type="checkbox"/> 事業説明報告書（様式第2号の1） <input type="checkbox"/> 会社（事業者）概要（定款等） <input type="checkbox"/> 管理体制表（緊急連絡先を記載したもの） （※その他の書類も提出を求める場合があります。）	

※提供いただいた情報は、必要に応じ、町、県、国、地域住民等の間で共有させていただきます。

※事業概要届出書の提出後に、上記の事項（1～12）が変更となった場合には「事業概要変更届出書（様式第3号）」の提出及び「事業説明報告書（様式第2号の1）」を再提出してください。

様式第2号の1

年 月 日

多気町長 様

住所
氏名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)
(代表者の自筆による署名があれば、押印省略可)

事業説明報告書

年 月 日付けで提出しました事業概要(変更)届出書の内容について、下記のとおり地域住民等に説明を行いましたので報告します。

記

1. 説明した地域住民等の記録

相 手 方					
日 時	年	月	日	午前・午後	時 分
説 明 場 所					

※ 相手方が複数の場合、代表者の名前を記入し、名簿を作成して提出してください。(様式第2号の2)

2. 説明内容

3. 対象者からの意見・要望

4. 意見・要望への回答及び対策

※「事業概要届出書(様式第1号)」及び「事業概要変更届出書(様式第3号)」に添付してください。

※ 2~4について、この様式に収まりきらない場合は、別紙(A4、任意様式)を添付してください。

【その他添付書類】

- ①説明会等で使用または配付した書類の写し
- ②説明会等を開催した状況を確認することができる写真
- ③その他町長が必要と認める書類

様式第2号の2

年 月 日

多気町長 様

住所
氏名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)
(代表者の自筆による署名があれば、押印省略可)

事業説明会等出席者名簿

様式第2号の1で提出しました事業説明報告書の説明会等について、下記の名簿のとおり、地域住民等に説明を行いましたので報告します。

記

1. 事業説明会等出席者名簿

	名前	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		

※ この様式に収まりきらない場合は、別紙（A4、任意様式）を添付してください。

年　月　日

多気町長　様

住所
氏名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)
(代表者の自筆による署名があれば、押印省略可)

事業概要変更届出書

年　月　日付けで提出しました事業概要届出書について変更がありましたので
下記のとおり届出ます。

記

変更事項		変更前	変更後
	土地所有者名		
	事業者名		
	代表者名		
	住所		
	電話番号		
	担当者名		
	緊急連絡先		
変更事項（その他）			
変更理由 (売買・譲渡・代表者変更など)			
添付書類	変更事由が、確認できる書類を添付してください。		

※提供いただいた情報は、必要に応じ、町、県、国、地域住民等の間で共有させていただきます。

※地域住民等へ変更内容の説明をした後、「事業説明報告書（様式第2号の1）」を再提出してください。

多気町長 様

住所
氏名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名)
(代表者の自筆による署名があれば、押印省略可)

太陽光発電施設廃止届出書

1	発電施設設置場所		
2	発電施設の出力 (kW)		
	発電施設の敷地面積 (m ²)		
3	発電事業者	事業者名	
		住 所	
		電話番号	
4	土地所有者	住 所	
		氏 名	
5	廃止年月日		年 月 日
6	撤去完了(予定)日		年 月 日

撤去・廃棄等に関するガイドライン、法律

① 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

太陽光発電設備の所有者、使用済太陽光発電設備の撤去事業者・排出事業者、リユース関連事業者、リサイクル・処分業者等の関係者が設備の撤去・運搬・処分を行おうとする際の関係者の役割・留意事項を整理したもので、これに従ってリユースやリサイクル、適正処分等を行う必要があります。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律※

使用済太陽光発電設備が産業廃棄物となる場合には、自らあるいは適正な業者での処理やその際の適正な費用負担を行うこと等、排出者としての責任を果たすことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律において義務付けられています。

③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律※

特定建設資材（コンクリート（太陽電池モジュールの基礎、プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、発注者及び建設業者に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けられています。

※ 出典『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』

平成30年改訂 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

別紙 1

太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧

太陽光発電施設の設置に係る主な手続きは以下のとおりです。

法令等名	主な手続きの概要	相談窓口
自然公園法 (三重県立自然公園条例)	<p>整備箇所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立公園）内であれば、以下の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の 30 日前までに届出が必要です。 (三重県自然公園図) https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf (三重県の自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm 	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 (0598-50-0568)
自然環境保護法 (三重県自然環境保全条例)	<p>1ヘクタールを超える自然地（樹林地・農地・湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/hp/shizen/05978000396.htm</p> <p>開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷（以下捕獲等をいいます。）をしようとする者は、30 日前までに、知事に届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm 	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 (0598-50-0568)
森林法	<p>保安林</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。 <p>開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が 0.5ha を超える場合は、林地開発許可が必要です。 https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm</p> <p>開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が 0.5ha を超えない場合は、あらかじめ町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。</p>	三重県松阪農林事務所 森林・林業室 (0598-50-0568)
三重県水源地域の保全に関する条例	<p>地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の 30 日前までに知事に届け出が必要です。届出書は、対象となる土地を管理する県農林事務所森林・林業室に提出してください。</p> <p>【売買等の契約について】次の 7 つの契約を言います。</p> <p>①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用賃借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約</p> <p>届出対象の土地であるかどうかは、次のページでご確認いただけます 水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。</p> <p>【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000894900.pdf</p> <p>【地域森林計画の対象民有林】 https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm</p>	多気町役場 農林課 (0598-38-1117)
農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。	町農業委員会事務局 農林課 (0598-38-1117)

法令等名	主な手続きの概要	相談窓口
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可になります。	多気町役場農林課 (0598-38-1117) 三重県松阪農林事務所農政室 (0598-50-0515)
文化財保護法 (三重県文化財保護条例) (多気町文化財保護条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝・天然記念物の国・県・町指定地において現状変更を行う場合は、許可が必要です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。(民間事業者は届出、国、地方公共団体は通知)協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 ・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。 	町教育委員会教育課 (0598-38-1122)
景観法 (三重県景観づくり条例)	<p>以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（太陽光発電施設については高さ 13m を超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が 1000 m² を超えるもの。擁壁、さく、堀については、高さ 5m 超かつ長さ 10 m を超えるもの。） ・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更（行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m² 超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ 5m 超かつ長さ 10m 超） ・建物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さ 13m を超えるもの又は建築面積 1,000 m² を超えるもの） <p>http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/34247007086.htm</p>	三重県国土整備部都市政策課 (059-224-2748)
河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・町が管理する河川の場合は、町建設上下水道課が窓口であり、許可が必要です。 ・県が管理する河川の場合は、三重県松阪建設事務所管理課が窓口です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が窓口です。 	多気町役場建設課 (0598-38-1116) 三重県松阪建設事務所管理課 (0598-50-0586) 中部地方整備局三重河川事務所国道事務所河川管理課 (059-229-2217)
砂防法	砂防指定地内の民有地における土地の形状変更については、許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課 (0598-50-0586)
地すべり等防止法	地すべりの危険性がある指定された区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課 (0598-50-0586)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更については、許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課 (0598-50-0586)
三重県土砂採取規制条例	1,000 m ³ 以上の切土行為で、他法令（災害の防止に関すること）の対象外のものは当該条例の許可が必要です。	三重県松阪建設事務所管理課 (0598-50-0586)
道路法	<p>工事等で国・県・町が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。</p> <p>①町が管理する道路の場合は、町建設上下水道課が窓口です。</p> <p>②県が管理する道路の場合は、三重県松阪建設事務所管理課が窓口です。</p> <p>③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川事務所道路管理第一課が窓口です。</p>	多気町役場建設課 (0598-38-1116) 三重県松阪建設事務所管理課 (0598-50-0586) 中部地方整備局三重河川事務所国道事務所道路管理第一課 (059-229-2221)
三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	多気町役場建設課 (0598-38-1116)

電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	中部近畿産業保安監督 部電力安全部 (052-951-2817)
法令等名	主な手続きの概要	相談窓口
土壤汚染対策法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000 m ² 以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 ①土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 ②土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお届出された土地において特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壤汚染法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。 また、3,000 m ² 以上の土地の形質を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	三重県環境生活部大気・水環境課 (059-224-2382) 三重県松阪地域防災総合事務所 環境室 (0598-50-0530)
道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合。 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合。	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署（該当警察署）
建築基準法	土地に自立する太陽光発電施設については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものと除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	三重県松阪建設事務所 建築開発室 (0598-50-0587)
騒音規制法、振動規制法（三重県生活環境の保全に関する条例）	（特定）建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm	三重県松阪地域防災総合事務所環境室 (0598-50-0530)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及ぶ鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知が必要です。	三重県松阪建設事務所 建築開発室 (0598-50-0587)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（最終処分場跡地）において、宅地造成、土地の堀削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	三重県松阪地域防災総合事務所環境室 (0598-50-0530)
宅地造成及び特定盛土等規制法	規制区域内で、盛土等造成工事を行おうとするときは、所定の許可が必要となります。 https://www.pref.mie.lg.jp/BSSABO/HP/m0162800072.htm	三重県県土整備部建築開発課 (059-224-3087)
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等を行う者は、3,000 m ² 以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行うときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を、申請を行う日の30日前までに開催する必要があります。	三重県環境生活部大気・水環境課 (0259-224-2582) 三重県松阪地域防災総合事務所環境室 (0598-50-0530)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	開発（事前調査を含む）に伴い、国内希少野生毒植物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。	中部地方環境事務所野生生物課 (052-955-2139)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	多気町役場農林課 (0598-38-1117)
多気町環境保全条例	1,000 m ³ 以上の土石、砂利等の採取による土地の形状変更を行う場合は、開発行為の届出が必要です。	建設課 (0598-38-1116)

多気町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン

令和7年4月1日 策定

三重県多気町役場 環境生活課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600 番地

TEL : 0598-38-1152

FAX : 0598-38-1140